

平成31年 3月20日（水曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

平成31年3月20日(水曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐々木 義 則 君

議会事務局職員出席者

事務局長 吉 田 泉 君

事務局次長兼議事調査係長 高 橋 美 樹 君

平成31年3月20日(水曜日) 午後4時19分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議追加議案等について

- 1) 議案等について

行政報告1件

議案 5 件（条例 1 件、その他 4 件）

諮問 2 件

2) 議員発議について

4 その他

5 閉 会

午後4時19分 開会

委員長（前原吉宏君） 皆さん、こんにちは。

大変、毎日の分科会ですね、審査。また、きょうは連合審査並びに全協ですね、大変御苦労さまでございます。

それでは早速議会運営委員会を始めたいと思います。

当委員会、ただいま6名出席でございますので、委員会は成立しております。

なお、大橋議長は大崎広域の議運のためにおくれてくるとの申し出がございましたので、御報告しておきます。また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

それでは早速、3、議長からの諮問ということで、3月会議追加議案等について、1)議案等について、よろしくをお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、お忙しいところ時間をいただきましてありがとうございます。今回、追加議案と。まず行政報告が1件、追加議案が5件、それから諮問2件ということで追加してお願いすることになりました。どうぞ御指導よろしくお願いいいたします。（「どうぞお座りください」の声あり）

順番にそれではまず、行政報告でございます。

行政報告につきましては美里町と美里町内郵便局及び古川郵便局との包括連携協定の締結についてでございます。3月13日、美里町内郵便局及び古川郵便局との包括連携協定を締結したことからの内容について、報告をするものでございます。協定書につきましては、行政報告資料、別紙資料のとおりでございます。

行政報告については以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ただいまの説明について、何かありますか。よろしいですか。はい、吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 包括連携協定の3条の3項の第1項各号、上の7つのそれぞれに関する事柄なんだけれども、掲げる事項を行った場合及び行うことができなかった場合のいずれにおいてもその責任を負わないものとするというのはね、だから別にこれは強制するものではないよという解釈だから、こういうふうな言葉を使っているということなんですよ。

総務課長（佐々木義則君） はい、そういう意味でございます。これは、なおさら郵便局で配達業務なりという部分での各種の暮らしの安全安心のところですね、後ろの別紙に具体的な連携項目等ございますけれども、各種災害だったり緊急時に速やかに町のほうに連絡するとい

うようなことが主な内容になっているところがございます。ただ、それを連絡しないからといってそれを責任どうのこうのということではないというような内容になっております。

委員（吉田眞悦君） 強制ではなく協力だよと、あくまでもね。そういう解釈していればいいんでしょう。

総務課長（佐々木義則君） そうです。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。ほかに何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして、議案第77号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書につきましては1ページ、資料編についても1ページとなります。

町長及び教育委員会教育長の給与につきましては、本町の財政負担の軽減を図るため、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、給与の月額から10%を減額することとしておりましたが、今般の職員の不適正な事務処理を原因とする不祥事が相次いで発覚し、職員及び美里町全体の信用を失墜させる事態を招いたことから、町長、副町長及び教育委員会教育長の管理監督責任が不十分として、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間、町長及び副町長においては30%の減額を上積みし、合わせて40%の減額、教育委員会教育長においては10%の減額を上積みし、合わせて20%の減額を行うため、所要の改定をするものでございます。

議案内容については以上でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

午後4時25分 休憩

午後4時32分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開します。

皆さん、よろしいですか。（「はい」の声あり） それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして議案第78号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

議案書2ページ、資料編については3ページからとなります。

本議案は、平成30年度美里町美里町立小学校空調設備設置工事請負契約の件でございます。契約の方法につきましては、別紙資料をお配りしておりますが、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件付一般競争入札に付しました。

配達証明書付郵送により提出期限までに提出された5者の入札書の開札を行った結果、株式会社ヤマト東北支店が2億8,288万円で、総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ適切でありましたので、落札者と決定し、消費税及び地方消費税の額2,263万400円を加算した3億551万400円で工事請負仮契約を締結いたしました。工期につきましては、議決の日の翌日から平成31年3月29日までとしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容については、別紙資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願いたします。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。ただいまの説明について、何かございますか。

(「休憩」の声あり) 休憩します。

午後4時35分 休憩

午後4時39分 再開

委員長(前原吉宏君) 再開します。

吉田委員。

委員(吉田眞悦君) 応札調書関係は、今回初めてこのようなもので出したんですね、応札調書。

総務課長(佐々木義則君) 応札調書は過去、出していますね。

委員(吉田眞悦君) 出している。応札調書、資料編に入っている。前に出たんだっけ。いや、きちんと予定価格から失格価格について、それらも皆載せてるからさ。だから、ちょっと私が、あれ、今までこういうの出たのかなと思って。だから出すようになったんだなと思って、いいとは思ったけどもさ。ただ、前も出たのか。何か俺の記憶では初めてでないかと。(「出てない」「こっち側は出てないと思うんですけども」「失格とか何とか見せてもらったことはないよ」「ないですか」の声あり) 議員から質問あって予定価格幾らですかとか後からそういうことあるから。(「そうそう、それはあると思う」の声あり) 何で出すようになったのかなというふ

うに思ったからさ。(「出てるよ、これ」の声あり)前も出てたっけ。

委員(福田淑子君) 出たよね。私質問したら、ちゃんと出てますって言われたから。入札調書は出している。しばらくぶりだからね。(「そうすか」の声あり)うん、出てたよ。

委員(吉田眞悦君) では、私の勘違いだ。

総務課長(佐々木義則君) 例えば工事の金額がですね、最近はJRの件だったというようなこともあってですね、ちょっとどうなんですかね。詳しくいうところについては、条文までは出ていないかもしれないんですけども。

委員(吉田眞悦君) 評価といえは何が出てるんですか。

委員(福田淑子君) 前にも何度か出てた。前にも。それですっかり忘れてて、入札調書を出すべきじゃないのと言ったら出てますって言われたから。

委員(吉田眞悦君) 違ったっていい。

委員長(前原吉宏君) はい。

委員(千葉一男君) 一応今何か出てる出てないと。私も余り記憶ないです。もし使い分けていたんだったら、そこのところを質問出たときにきちんと説明できるように。(「はい」の声あり)ね。それだけです。

委員長(前原吉宏君) 皆さん、ほかよろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次お願いします。

総務課長(佐々木義則君) 続きまして、議案第79号工事請負契約の締結でございます。議案書3ページ、それから資料編については23ページになります。

本議案は、平成30年度美里町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結でございます。契約の方法につきましては、別紙資料をお配りしておりますが、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件付一般競争入札にしました。配達証明書付郵送により提出期限まで提出された3者の入札書の開札を行った結果、株式会社ユアテック古川営業所が1億3,820万円で総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。

総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ適切でありましたので、落札者と決定し、消費税及び地方消費税の額1,104万8,000円を加算した1億4,914万8,000円で工事請負契約を締結いたしました。工期につきましては議決の日の翌日から平成31年3月29日までいたしました。その理由については、当日口述で申し上げたいと思います。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので

ございます。

以上、議案第79号の内容となります。よろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） 皆様、何かございますか。副委員長。

副委員長（平吹俊雄君） 前の小学校のところの応札調書を見ますと、基準額いわゆる前の小学校の基準額よりも下回った最低の会社だったんですが、中学校においては基準額を下回った最低ではなく次の会社になっているということでありまして、その辺は間違いはないんですか。

総務課長（佐々木義則君） まず中学校のところで申しますと、まず予定価格が1億5,629万円で、調査基準価格が1億4,502万6,000円。失格基準価格が1億3,777万4,000円となっております。これは郵送による応札ということで開封した結果が下の部分になりますが、結果的には1億3,777万円を下回った者、さらには予定価格以上の者については失格という取り扱いになります。そういったことで、一番上の昱機電については予定価格以上ということで失格、さらには三菱電機さんにつきましては、いわゆる失格基準価格を下回っているためこの時点で失格という扱いになりますので、予定価格と失格基準価格の間に入っておりますユアテック古川営業所様が、結果的にはいわゆる評価落札決定基準を満たす者という形になります。

委員長（前原吉宏君） ほかに何か。よろしいですか。

なければ、次に行きたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第80号工事請負契約の締結についてでございます。

議案書4ページ、資料編については37ページをお開き願います。

本議案につきましては、平成30年度美里町立幼稚園空調設備設置工事請負契約の締結でございます。契約の方法につきましては別紙資料をお配りしておりますが、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件付一般競争入札に付しております。配達証明書付郵便により提出期限まで提出された2者の入札書の開札を行った結果、株式会社ユアテック古川営業所が5,300万円で総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ適切でありましたので、落札者と決定し、消費税及び地方消費税の額424万円を加算した5,724万円で工事請負仮契約を締結いたしました。工期につきましては議決の日の翌日から平成31年3月29日までといたしております。

工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでござ

ざいます。

以上、議案第80号の内容になります。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ただいまの説明について、何かありますか。

吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 1月会議で補正予算として認めた金額から2億円以上結果的には安くなったと、3つ合わせてね。だから、今後当然ながらまた30年度の補正予算ということでまたいつの日か出てくるんだろうけれども。その辺はどうなの。決算でしか出ないのかな。

総務課長（佐々木義則君） 現時点では決算でという形で不用額という考え方です。

委員（吉田眞悦君） だからそれに伴って、結局はその財政措置として考えてたら、国の施設整備補助金の割合とかさ、あとは起債の実際の発行額とか入ってくるわけですよ。2億も違うんだから。決算まであらわれないということだけれども、確かに決算で何も支障はないんだけれどもさ。方向としては、やはりそういう方向になってしまうのかな。

総務課長（佐々木義則君） 3月中に再度議会を開催して減額ということも考え方とすればないわけではないんですが、こちら側とすればこの決算の決算額という形の中で補正予算は変更しないで進めさせていただきたいと今のところは考えております。

委員長（前原吉宏君） 大橋議長、出席です。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは次申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第81号財産の無償貸付けについて、御説明申し上げます。

議案書は5ページ、資料編については45ページからとなります。

駅東二丁目17番10号に所在する面積9,919.14平方メートルの土地に認可保育所を設置し、運営していただきたいことから、社会福祉法人想伝舎と土地の無償貸付け仮契約を締結いたしました。貸付期間は平成31年4月1日から平成41年3月31日までであります。財産を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるところでございます。詳細につきましては、会議当日子ども家庭課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御説明申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について何かありますか。よろしいですか。

では、次申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについて、御説明申し上げます。

議案書 6 ページ、資料編については55ページからとなります。

人権擁護委員の千田善明氏は平成31年 6 月30日をもって任期満了となります。その後任として奥山恒義氏を人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会にお諮りするものでございます。任期につきましては、人権擁護委員法第 9 条の規定により 3 年でございます。

なお、同氏の経歴につきましては説明資料のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、でございます。

議案書 7 ページ、資料編については57ページとなります。

現人権擁護委員の佐々木悦子氏は、平成31年 6 月30日をもって任期満了となります。その後任として、美里町青生在住の佐々木悦子氏を人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会にお諮りするものであります。任期につきましては、人権擁護委員法第 9 条の規定により 3 年でございます。

なお、同氏の経歴につきましては、説明資料のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について、何かございますか。（「同姓同名」の声あり）
これ、概要の説明のときに今住所を言ってもらったので。

総務課長（佐々木義則君） あえて住所を入れさせていただいたのは、資料編の概要のところも現委員の住所をですね、ええ。（「珍しいな」の声あり）

委員長（前原吉宏君） よろしいですかね。（「はい」の声あり）

以上で議案等について説明を終わりました。

ほかに皆さんからないですか、全体で。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、執行部の総務課長、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

次に、２）議員発議についてに入ります。

今回２件について、お手元に資料を配付しております。内容を確認していただきたいと思えます。

内容についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。平吹委員。

副委員長（平吹俊雄君） この資料の県への意見書なんですけれども、これは宮城県独自の種子法をつくる、条例をつくれということなんですか。

委員（鈴木宏通君） 国のほうの種子法が廃止されたのに伴いまして、県で管理している主要な農作物、米、麦、大豆などの主要なものは県登録、またはその地域開発というのが多くありまして、近くでいえばよく古川の農業試験場で行われている米、ササニシキ、ひとめぼれ、その他の品種それぞれが県の種苗、国の種苗法の中で県が委託された予算でこれを開発または育成した経緯があるんですが、それが大元の国が種子法がなくなりまして、ぜひその部分は県の奨励品種及びそういうものに対しては県の条例を策定していただきながら、ぜひその品種の品質及び供給などをしていただきたい。全国的にはこの北海道ですかね、そういうふうに都道府県レベルでの条例を策定して、いろいろと行っている都道府県も多数ありまして、宮城県も多分皆さん御承知のとおり９月の会議上程で種子法を条例化するというのが報道されましたが、まだ確定ではないかなというところもありまして、もうひと押ししたらいいんじゃないかという常任委員会のお話がありまして、県のほうにも条例制定の働きかけを、今回意見書を提出するという運びになりました。（「聞いていいですか。本会議で聞かないから」の声あり）いや、本会議で聞いていただいてもいいんですけれども。

副委員長（平吹俊雄君） いわゆるその廃止したことによって、例えば宮城県のミヤギシロメ、（「大豆でいえばね」の声あり）特許とかそういうのというのは関係ないんですか。

委員（鈴木宏通君） 特許というのは、もう一方の国のほうに出している種苗法で守られることが主にある。これはパテントとかそういう特許に関しては、種苗法で守られるものなんです、種子法に関しては、その育種及び種の種子としての供給をしていただくというのを今までどおり都道府県でしていただくということを目的として、この種子法の条例を県でつくっていただくということなんです、実際は。種子法というのは種子をそういう育種、開発すること。種苗法というのは今回国のほうでは種子のほうもそうなんです、種苗法にそのパテントなり特許などを持たせるんですが、ただ、その種子法の種子の特許に関しても、あ、これはオフレコでいいですか、済みません、休憩で済みません、ちょっと固有名詞を言うかもしれませんので。

午後5時03分 休憩

午後5時08分 再開

委員長（前原吉宏君） では、再開します。

以上で議発について、ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）議発については以上といたします。

それでは、次に4番、その他についてになりますか、何かございますか。ありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。それでは、事務局のほうから何かございませんか。

事務局長（吉田 泉君） 追加議案の関係ですが、最終日25日に上程ということで今審議していただいている新年度予算の後に追加提案されましたこの7件。その後に議員発議2件という予定でございます。また、今回議案提案はございませんので、この予定で進めさせていただければと思います。

委員長（前原吉宏君） あとは。

事務局長（吉田 泉君） どうぞ先に。そのことについて。

委員長（前原吉宏君） ほかになければ。

事務局長（吉田 泉君） それで、本日ですね、この議員発議2件ということで、こちらの配付は休み明け、金曜日でしょうか、金曜日の朝にまとめの前に事前に配付するというところでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）少しでも中身を見てもらうということでよろしいですよ。（「はい」「文書箱でなく」の声あり）それは直接。それはあくまで議案ですので、直接です、させていただきます。

あと1点だけ、その他ということで今後になるかと思うんですけども、うち側の議会事務局の処務規程というのがございます。こちらですね、実は執行部のほうも内部統制の取り組みの1つとして行っていた部分がございまして、各行政委員会ですね、処務規程ということで行政委員会によってちょっと中の整理の仕方が違っている部分もあるということと、あとこの文書の取り扱いの部分、ちょっとこの辺も若干整理をしたらということで、一応案のほうも示されている部分もございますので、ちょっと時間的なものも今後になるのかなと、4月以降になるのかなと。4月1日にすぐ施行というわけではございませんので。内容的にも、うちの今の処務規程というのはどちらかというと標準的な処務規程になっているかとは思いますが、その辺の文書の取り扱いのところを中心に整理をしてはかがかということで案をいただ

いておりますので、今後に向けて議運で協議いただいて、最終的には全協ということになるかと思いますが、その辺ちょっと前ふりをさせていただきました。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） この件について何か。よろしいですか。（「前ふりということでしたので」の声あり）はい。

なければ、これをもちまして委員会を一旦終了したいと思います。副委員長お願いします。

副委員長（平吹俊雄君） 今会議もあと5日、これで最終日ということで大変御苦労さまです。

あと、大分暖かくなりましたが、4月からはまたいろいろな年度初めで、大変また忙しいことになるなと思っております。そういう意味で、4月には元号が発表されるということもあるし、消費税等もあります。そういう意味で31年度は大分忙しい年になるのかなと思っております。そういう意味で健康には十分に留意いたしまして、毎日を過ごしていただきたいと思います。

本日は終わります。御苦労さまです。